

## 議案第 6 4 号

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

渋川市長 星 名 建 市

### 渋川市介護保険条例の一部を改正する条例

渋川市介護保険条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度分の保険料に係る特例減免に関する手続の特例）

第 8 条 令附則第 2 5 条の規定により、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているとみなされた者（令和 7 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者に限る。）に係る令和 8 年度分の保険料について、第 7 条第 1 項第 5 号に該当するものとして減免を行う場合における同条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長が申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類の提出を要しないと認めるときは、この限りでない」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の渋川市介護保険条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

### 理 由

令和 8 年度分の介護保険料に係る特例減免措置を個別の申請によらず実施するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p><u>(令和 8 年度分の保険料に係る特例減免に関する手続の特例)</u></p> <p><u>第 8 条 令附則第 2 5 条の規定により、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているとみなされた者（令和 7 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者に限る。）に係る令和 8 年度分の保険料について、第 7 条第 1 項第 5 号に該当するものとして減免を行う場合における同条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長が申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類の提出を要しないと認めるときは、この限りでない」とする。</u></p>	<p>附 則 第 1 条～第 7 条 (略)</p>